

募集要項

松江市立美保関西保育所及び松江市立美保関東保育所 指定管理者募集要項

(令和8年度公募用)

本募集要項により、以下のとおり松江市立美保関西保育所及び松江市立美保関東保育所の指定管理者を募集します。

1 施設の概要

(1) 松江市立美保関西保育所 (以下「美保関西保育所」という。)

- ① 所在地 松江市美保関北浦 658 番地 1
- ② 開設時期 平成 13 年 4 月
- ③ 規 模 敷地面積 1,933.64 m²
建築面積 832.58 m²
延床面積 739.64 m²
- ④ 構 造 木造平屋
- ⑤ 施設内容 乳児室・ほふく室、保育室 (4 室)、子育て支援室、遊戯室、調理室、調乳室、医務室、もく浴室、事務室、廊下、トイレ
行政財産使用許可をしている部分：駐車場用地 (電柱、基地局)
施設利用及び収支等の状況は仕様書に記載
- ⑥ 設置目的 児童福祉法第 24 条第 1 項に規定する保育事業の実施

(2) 松江市立美保関東保育所 (以下「美保関東保育所」という。)

- ① 所在地 松江市美保関森山 650 番地 1
- ② 開設時期 平成 16 年 4 月
- ③ 規 模 敷地面積 2,265.00 m²
建築面積 874.72 m²
延床面積 857.98 m²
- ④ 構 造 木造平屋
- ⑤ 施設内容 乳児室・ほふく室、保育室 (4 室)、子育て支援室、遊戯室、調理室、もく浴室、事務室 (医務室含む)、廊下、トイレ、休憩室、倉庫
施設利用及び収支等の状況は仕様書に記載
- ⑥ 設置目的 児童福祉法第 24 条第 1 項に規定する保育事業の実施

2 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで (5 年間)

ただし、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、

当該公の施設の管理の適正を期するために市が行う指示に指定管理者が従わない場合、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとするときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

3 問合せ先

住 所 〒690 - 8540 松江市末次町 86 番地
担当部局 松江市こども子育て部こども政策課
電話番号 0852-55-5666
F A X 0852-55-5562
電子メール kodomo@city.matsue.lg.jp

4 募集日程

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 申請書の提出期間 | 令和 8 年 5 月 25 日 (月) ~7 月 13 日 (月) |
| (2) 仕様書等の配布期間 | 令和 8 年 5 月 25 日 (月) ~7 月 13 日 (月) |
| (3) 現地説明会 | 令和 8 年 6 月 8 日 (月)
13 時 30 分~14 時 美保関東保育所
14 時 30 分~15 時 美保関西保育所 |
| (4) 質問の受付 | 令和 8 年 5 月 25 日 (月) ~6 月 22 日 (月) |
| (5) 選定審議会 | 令和 8 年 7 月下旬 (正式な日程は別途連絡します。) |
| (6) 指定管理者候補者の選定 | 選定審議会後 2 週間程度 |
| (7) 指定管理者の指定 | 令和 8 年 9 月議会 (予定) |

5 業務の範囲

- (1) 保育事業の運営に関する業務 (市長の権限に属するものを除く。)
- (2) 美保関西保育所及び美保関東保育所の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が美保関西保育所及び美保関東保育所の管理運営上必要と認める業務
詳細は仕様書を参照してください。

6 指定管理業務に関する経費等

- (1) 松江市は、美保関西保育所及び美保関東保育所の管理に必要な経費として、一定額の指定管理料を毎年度予算の範囲内で支払います。この指定管理料の金額については、収支予算書の提出によって申請者からの提案を受けます。ただし、年間指定管理料は令和 9 年度から令和 13 年度の入所児童数見込 (平均) から算出した額を上限とします。指定管理者に決定した場合、提出された収支予算書の提案額及び年度ごとに提出される年度事業計画書に基づき松江市と指定管理者との間で締結する協定書で定めた額を支払うものとします。また、指定管理料は分割支払とする

こととし、分割方法や支払時期についても協定書で定めます。

年間指定管理料（上限額）157,768千円（消費税及び地方消費税を含みます。）

※令和9年度～令和13年度の入所児童数見込（平均）

- ・美保関西保育所の見込数23人
- ・美保関東保育所の見込数24人

ただし、指定期間中、入所児童数の増減（管外利用を含む。）や公定価格、子ども・子育て支援交付金交付要綱等の補助金交付制度、その他関係法令など制度改正に伴って私立保育所運営費相当額（補助金等を含む。）が年間指定管理料上限額を上回る場合、もしくは年度協定書で定めた金額を下回る場合の余剰金については、以下のとおりとします。

①年間指定管理料上限額を上回る場合

予算の範囲内において、次の算定式により算出した額を加算するものとします。

- (A) 年間入所児童実績数並びに制度改正に基づく、私立保育所運営費相当額（補助金等を含む）
- (B) 年間指定管理料上限額 157,768千円
- (C) 提出された収支予算書に記載された指定管理料提案額

【算定式】 $[(A) - (B)] \times [(C) \div (B)]$ (1円未満切捨)

②年度協定書で定めた金額を下回る場合（余剰金）

次の算定式により算出した額を市へ返還するものとします。

- (A) 年間入所児童実績数並びに制度改正に基づく、私立保育所運営費相当額（補助金等を含む）
- (B) 年間指定管理料上限額 157,768千円
- (C) 提出された収支予算書に記載された指定管理料提案額

【算定式】 $[(C) - (A)] \times [(C) \div (B)] \times 1/2$ (1円未満切捨)

(2) 松江市が指定管理者に支払う指定管理料のうち、「修繕費」は年度末に精算します。修繕費の精算は、原則として1施設当たり年間総額70万円の修繕費の額に対する不用額の精算とし、不足額の精算は行いません。

(3) 保育料及び給食費の取扱い

通常の保育料は、松江市が徴収します。ただし、延長保育料、一時保育料及び給食費については、園が保護者から徴収し、その収入は指定管理者に帰属します。

(4) 指定管理者は、自主事業により収入を得た場合、その収入を自らに帰属させることができます。なお、自主事業の実施にはあらかじめ松江市との協議が必要です。

7 施設利用及び収支等の状況（利用者数、決算その他運営状況）

別紙1のとおり

8 申請の資格等

この募集要項により申請をしようとする団体は、以下の資格要件の全てを満たしている必要があります。

- (1) 令和8年4月1日時点で松江市内において0歳児から5歳児までの保育を実施している認可保育所又は認定こども園を運営していること。
- (2) 法人格を有する団体であること。
- (3) 松江市内に本店又は主たる事務所を置くものであること。なお、本募集要項に定める指定管理業務に関する諸事務を遂行できる体制としての実質を備えていること。

※本店：商業登記上の本店

※主たる事務所：

会社以外の法人の場合、法人登記上の主たる事務所（本店と同義）

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するものに該当しないものであること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていないものであること。
- (6) 松江市が行う建設工事等の請負又は物品の製造の請負、売買等の指名競争入札について指名保留又は指名停止措置を受けていないものであること。
- (7) 松江市税、消費税及び地方消費税について滞納がないものであること。
- (8) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。
- (9) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に本市又は他の地方公共団体から指定の取消しを受けたものでないこと。
- (10) 労働基準法等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を2年以内に受けていないこと。
- (11) 自らが主体となって指定管理業務を行う予定であること。

※「5 業務の範囲」に掲げる指定管理者の業務の全てを他の者に委託してはならない。

※主体となって指定管理業務を行う予定のない持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第9条第4項第1号に規定するものをいう。）、組合（民法（明治29年法律第89号）第667条に規定するものをいう。）、有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に規定するものをいう。）及びこれらに類するものが申請しようとする場合には、主体となって指定管理業務を行う予定の子会社又は組合契約の当事者等とグループを構成すること。

- (12) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の対象となる法人については適切な対応が行えるものであること。

(留意事項)

- ※ 複数の法人で構成される団体（以下「グループ」という。）で申請される場合は以下の点に留意してください。
- グループの構成団体は、いずれの団体も、上記の資格要件の全てを満たしている必要があります。ただし、(12)については、グループとして適切な対応が行える場合は、その限りではありません。
 - グループの適切な名称を設定し、代表となる法人を選定してください。なお、申請後の代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。
 - グループの概要がわかる書類（グループの名称及び代表団体、構成団体の名称、所在地、連絡先、業務及びリスク分担内容、グループに係る協定書等）を添付してください。
 - 当該グループの構成団体は、別のグループの構成団体となる又は単独で申請することはできません。
 - 指定管理者指定申請書（様式第1号）、「松江市立美保関西保育所及び松江市立美保関東保育所の管理運営に関する事業計画書（別添1）」及び「収支予算書（別添2）」以外の添付書類については、構成団体ごとに提出してください。
- ※ グループに係る協定書等については、申請時は未締結であっても差し支えありませんが、指定管理者の候補者となった場合には締結済の協定書等の提出を求めます。

9 申請の手続

この要項により指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を提出期間内に提出してください。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 松江市立美保関西保育所及び松江市立美保関東保育所の管理運営に関する事業計画書（別添1）

本要項の別紙2（指定管理者選定審査基準）に記載している「具体的な審査項目」については、事業計画書にもれなく記載してください。
- (3) 松江市立美保関西保育所及び松江市立美保関東保育所の管理運営に関する収支予算書（別添2）
 - ① 指定期間各年度分及び指定期間を通じての収支予算書を作成してください。
 - ② 修繕費については、松江市が仕様書の支出見込額で提示した修繕費の額とし、その額を記載してください。
 - ③ 消費税及び地方消費税の税率は、この申請においては指定期間の全てにわたって現行の10%で計算してください（経過措置、軽減税率に該当するものは該当する税率で計算すること。）。
 - ④ 自主事業を実施する場合は、自主事業に関する収支予算書を別個に作成し、

提出してください。

(4) 団体の概要書類

- ① 定款又は寄付行為（法人以外の団体にあつては会則等）
- ② 役員の名簿及び履歴書（役員の氏名、フリガナ、住所、生年月日を記載し、職歴がわかる程度のもの）
- ③ 当該団体の概要、過去3年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録又はこれらに準ずる書類（新規設立団体の場合は不要）
- ④ 申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書

(5) その他証明等書類

- ① 法人の登記事項証明書
- ② 松江市税について、滞納（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
※法人に係る証明書発行の申請の際には、法人名の委任状が必要となりますので事前にホームページ等でご確認ください。
- ③ 消費税及び地方消費税について、滞納（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
- ④ 申請の資格を満たしている旨の誓約書（別添3）

(6) 提出部数

- ① 上記（1）～（4）の書類： 紙媒体5部及び電子データ（PDF）
- ② 上記（5）の書類： 正本1部及び電子データ（PDF）

(7) 提出場所

「3 問合せ先」に記載する場所

(8) 提出方法

持参、郵送又は電子申請

(<https://ttzk.graffer.jp/city-matsue/smart-apply/surveys-alias/shiteikanritetsuduki>)

※電子申請の場合も上記（6）のうち①紙媒体5部②正本1部を持参又は郵送で提出が必要です。

(9) 提出期間

令和8年5月25日（月）午前8時30分から令和8年7月13日（月）午後5時15分まで。

郵送の場合は書留とし、同時刻までの必着とします。

(10) 申請に当たっての留意事項

- ① 提出された書類は、返却いたしません。
- ② 提出された書類の内容を変更することはできません（軽微な修正は除きます。）。
- ③ 申請書類の記載内容の誤り、漏れ等により、書類提出後に資料の追加を求める場合があります。この場合の提出資料は原則参考として扱い、申請書類の修正としては扱いません。

- ④ 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とします。
- ⑤ 提出された書類は情報公開の請求により開示することがあります。
- ⑥ 提出された書類の一部については申請の資格を確認するための資料として関係機関に提供する場合があります。
- ⑦ 紙媒体の申請書類に過大なファイル等の表紙を用いないこと。製本する場合は、ホッチキス、綴り紐などを用いできる限り簡素にすること。

1 0 仕様書等の配布

<松江市ホームページー産業・ビジネスー指定管理者制度ー指定管理者公募のお知らせ>からダウンロードしてください。

(松江市ホームページ <https://www.city.matsue.lg.jp/>)

1 1 現地説明会

現地説明会は次のとおり開催します。

開催日時・場所 令和8年6月8日(月)

13時30分～14時 美保関東保育所

14時30分～15時 美保関西保育所

※ 現地説明会への参加を希望される団体は、下記期間に「3 問合せ先」に参加希望を電話でお伝えください。

令和8年5月25日(月)から令和8年6月3日(水)までの毎日、午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土・日曜日は除きます。

※ 現地説明会には、本募集要項及び仕様書を持参してください。

1 2 質問事項の受付

募集要項及び仕様書の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間 令和8年5月25日(月)午前8時30分から令和8年6月22日(月)午後5時15分まで。

(2) 受付方法 質問票(別添4)に記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。

※ 質問及び回答については、松江市のホームページ上でその概要を公表します。

1 3 指定管理者の候補者の選定の基準

(1) 審査方法

指定管理者の候補者の選定に当たっては、松江市公の施設に係る指定管理者の

指定手続き等に関する条例（平成 17 年松江市条例第 396 号）第 14 条の規定に基づき設置された「松江市公の施設指定管理者選定審議会」において、下記の点を基準とし面接審査などにより総合的に評価して選考します。（審査基準の詳細は別紙 2 に記載）

- ① 当該施設の運営において住民の平等な利用が確保されること。
- ② 当該施設の効果を最大限に発揮するとともに効率的な管理が図られること。
- ③ 当該施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。
- ④ 前3号に掲げるもののほか、市長等が当該施設の性質等に応じて別に定める基準。
- ⑤ 別紙 2（指定管理者選定審査基準）に記載する配点合計の 60%（150 点）を最低基準点とします。申請者が最低基準点に満たない場合、選定審議会の総合的な判断を踏まえ、指定管理者の候補として、適格者としなない場合があります。

(2) 審査の内容

① 応募の書類の確認

団体からの提出書類についてこども政策課で確認します。申請資格を満たしていない場合は失格となります。また、申請書類の提出漏れがある場合、提案内容が仕様書の内容を満たしていない場合等により、適正な選定審議が困難であると市が判断した場合も失格となります。失格の場合、選定審議会において面接審査の対象とせず、指定管理者の候補者に選定しません。

② 選定審議会

選定審議会では、提出された申請書類によるプレゼンテーション（1 団体 20 分）を行っていただきます。追加資料の提出は認めません。

提案内容について総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定します。

③ 審査結果の通知

審査の結果は、応募団体に郵送で通知します。

④ 選定結果の公表

選定審議会の選定結果については、指定管理者の指定後、次の項目を公表します。

ア 指定管理者候補名及び所在地

イ 申請団体名

ウ 選定審議会における各団体の評価点数（審査項目ごとの配点及び評価点数を含む）

1.4 指定管理者の指定及び協定

上記により選定した団体を指定管理者の候補者として、松江市議会令和 8 年 9 月定例会へ提案し（予定）、議決されれば指定管理者として指定します。

※ 指定管理者の指定は、地方自治法に基づく「行政処分」であり、同法に規定する「入札」ではありません。

議会の議決により指定管理者に指定されると、松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例に基づき当該施設の管理及び運営に関する詳細事項について協定を締結しなければなりません。

指定管理者の候補者に選定された団体は、「正当な理由」なく、協定の締結を拒むこと、又は指定を辞退することはできません。

また、指定管理者の候補者として選定されてから、議会で議決されるまでの間、又は議決されてから指定期間開始までの間に「8 申請の資格等」に記載する申請の資格を満たさなくなる等、指定管理者として施設を管理させることが適当でない事象が発生した場合には、指定管理者の候補者としての選定又は指定管理者の指定を取り消す場合があります。なお、取消しの際に指定管理者（の候補者）に損害が生じても、松江市はその賠償の責めは負いません。

1.5 指標の設定

- (1) 公の施設の目的を効果的に達成するため、指定管理者が取り組む活動の指標を下記のとおり設定します。指定管理者は、この指標において自ら目標数値を設定し、達成できるような事業計画を作成した上で、活動を行ってください。

指標分類	指標	数値
インプット指標	配置職員数	「松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成29年松江市条例第89号）に基づく、入所児童の年齢及び人数に応じた職員配置基準を満たしていること
アウトプット指標	松江市立美保関西保育所及び松江市立美保関東保育所運営事業に対する利用者満足度 モニタリング数：利用者数の70%以上	満足度 90%以上 (5段階評価の4以上)
アウトカム指標	松江市が実施する市民アンケート調査における子育て支援策の満足割合 (令和7年度：45.6%)	60%以上 (「松江市総合計画 (MATSUE DREAMS 2030)」の数値目標)

※ 「アウトプット指標」は指定管理者が行う活動そのものの結果、「アウトカム指標」は活動によって市民等にもたらした成果・価値（施設の設置目的にどれだけ貢献したか、市民等にどのような影響をもたらしたか）を示します。

- (2) 松江市は、指定管理者から提出される年間事業報告書及び月別事業報告書等により、

指標の達成状況等を確認します。

1.6 指定管理者の業務実施に関する評価

指定管理者の活動状況については、毎年度、設定した指標等に基づいて評価を行い、その結果を松江市のホームページ等で公表します。

1.7 調査等及び監査

松江市は、指定管理者の管理する施設の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができます。指定管理者がこれに従わない場合、松江市は指定管理者の指定を取り消すことができます。

また、監査委員等が松江市の事務を監査するのに必要があると認める場合、指定管理者に対して出頭を求め、実地に調査し、又は帳簿書類その他の記録の提出を求められる場合があります。

1.8 指定期間満了以前の指定の取消し

- (1) 松江市は指定管理者が「1.7 調査及び監査」の指示に従わないとき、法令及び条例に重大な違反をしたとき、その他指定管理者の責任に帰すべき理由により指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることができます。
- (2) 上記(1)により指定管理者の指定が取り消され、又は業務停止となった場合、指定管理者に損害が生じても、松江市はその賠償の責めは負いません。
- (3) 指定管理者から指定の取消しの申出があった場合には、取消しの可否、損害賠償等必要な事項について双方で協議して対応を定めます。

1.9 その他

- (1) 本件公募は指定管理者候補者を選定するために実施するものであり、この度提案いただく事業計画は公募提案用です。したがって、指定管理者候補者に選定された際は、別途事業計画書を提出し、市の承認を得る必要があります。
- (2) 本件指定管理について、原則として、現行の施設、備品の管理を行うものであり、指定管理開始前に、指定管理者予定者による要望による施設の改修、新規備品の購入、施設運用の変更については原則行いませんのでご注意ください。

別紙1

<施設利用及び収支等の状況>

美保関西保育所入所児童数(管外児童数を含む) 単位：人

	R5. 4月	R6. 3月	R6. 4月	R7. 3月	R7. 4月	R8. 3月
0歳児	2	5	4	4	2	4
1歳児	11	10	5	5	3	5
2歳児	8	9	10	10	2	2
3歳児	9	8	9	7	8	7
4歳児	13	13	8	7	5	5
5歳児	8	7	12	12	6	6
合計	51	52	48	45	26	29

美保関西保育所特別保育事業 単位：人

	R5年度	R6年度	R7年度
延長保育 延べ人数	105	78	91
一時保育 延べ人数	107	139	13

美保関東保育所入所児童数(管外児童数を含む) 単位：人

	R5. 4月	R6. 3月	R6. 4月	R7. 3月	R7. 4月	R8. 3月
0歳児	0	4	0	3	0	0
1歳児	14	15	2	2	4	4
2歳児	3	3	14	15	3	3
3歳児	9	9	3	3	15	14
4歳児	4	3	7	7	3	3
5歳児	12	12	2	3	7	7
合計	42	46	28	33	32	31

美保関東保育所特別保育事業 単位：人

	R5年度	R6年度	R7年度
延長保育 延べ人数	62	75	196
一時保育 延べ人数	2	25	27

松江市立美保関西保育所の管理運営に関する収支決算状況

科目	年度	R4	R5	R6	備考
事業活動収入	保育事業収入	86,783,328	86,957,620	86,589,830	
	指定管理料	84,470,000	84,470,000	84,470,000	
	延長保育利用料	22,800	21,840	20,630	
	一時保育使用料	106,300	126,350	10,100	
	児童給食費	1,254,778	1,322,080	1,238,900	
	職員給食費	886,250	973,050	819,000	
	利用者等利用料収入	43,200	44,300	31,200	
	その他の収入	326,680	165,823	71,209	
	利息	1,659	1,991	29,341	
雑収入	325,021	163,832	41,868		
事業活動収入合計(A)		87,110,008	87,123,443	86,661,039	
事業活動支出	人件費等	54,459,605	52,794,508	44,756,312	
	職員・非常勤給与支出	39,525,046	38,685,314	33,065,442	
	職員賞与支出	7,226,900	6,490,600	5,455,300	
	退職給付支出	489,500	489,500	364,000	
	福利厚生費・法定福利費	7,218,159	7,129,094	5,871,570	
	事業費	5,295,758	5,887,954	5,227,170	
	給食費支出	5,047,070	5,595,723	4,913,445	
	保健衛生費支出	14,080	31,930	16,893	
	保育材料費支出	216,608	229,601	255,832	
	旅費交通費支出	0	7,800	9,000	
	研修研究費支出	18,000	22,900	32,000	
	委託料支出	1,777,714	1,777,362	1,779,842	
	光熱水費	2,905,894	2,359,696	2,673,431	電気、ガス、上下水道、燃料
	修繕費	630,190	506,000	572,990	
	賃借料	641,004	627,810	628,272	
	備品購入費	782,451	702,609	908,423	
	事務費	991,700	916,376	1,021,580	保険料、手数料、消耗品、通信運搬費 等
雑支出	104,170	27,300	66,517		
支出合計(B)		67,588,486	65,599,615	57,634,537	
(A) - (B)		19,521,522	21,523,828	29,026,502	

※金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額

松江市立美保関東保育所の管理運営に関する収支決算状況

科目	年度	R4	R5	R6	備考
事業活動収入	保育事業収入	85,981,464	86,347,940	85,714,550	
	指定管理料	84,469,000	84,469,000	84,469,000	
	延長保育利用料	22,340	13,470	55,450	
	一時保育使用料	0	0	0	
	児童給食費	727,524	940,460	432,020	
	職員給食費	732,250	895,860	731,430	
	利用者等利用料収入	30,350	29,150	26,650	
	その他の収入	653,023	184,048	116,229	
	利息	1,539	1,714	31,145	
雑収入	651,484	182,334	85,084		
事業活動収入合計(A)		86,634,487	86,531,988	85,830,779	
事業活動支出	人件費等	54,069,998	53,977,027	48,405,920	
	職員・非常勤給与支出	38,953,879	38,759,941	33,827,154	
	職員賞与支出	7,476,200	7,153,900	7,581,700	
	退職給付支出	667,500	667,500	591,500	
	福利厚生費・法定福利費	6,972,419	7,395,686	6,405,566	
	事業費	4,706,737	5,865,763	4,674,582	
	給食費支出	4,177,214	5,130,886	4,046,740	
	保健衛生費支出	121,636	106,542	119,072	
	保育材料費支出	374,687	580,335	472,770	
	旅費交通費支出	4,400	19,000	6,000	
	研修研究費支出	28,800	29,000	30,000	
	委託料支出	1,801,254	1,810,172	1,798,817	
	光熱水費	4,357,993	3,468,962	3,787,673	電気、ガス、上下水道、燃料
	修繕費	582,256	507,430	502,766	
	賃借料	710,004	692,010	633,472	
	備品購入費	981,134	1,255,678	895,414	
	事務費	1,033,646	1,043,833	910,570	保険料、手数料、消耗品、通信運搬費 等
雑支出	280,918	575,382	143,665		
支出合計(B)		68,523,940	69,196,257	61,752,879	
(A) - (B)		18,110,547	17,335,731	24,077,900	

※金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額

別紙2

美保関西保育所及び美保関東保育所指定管理者選定審査基準

審査基準		具体的な審査項目	配点 内訳	
1	施設の効果の最大限の発揮及び施設の効率的な管理に関すること	1-1-1	保育所管理運営の方針 ・ 保育所運営の理念・基本方針が明確かつ適正か。	25
		1-1-2	保育の計画・保育の基本方針に基づき地域の実態、子どもの発達状況に配慮されているか。	25
		1-1-3	特別保育の実施 ・ 特別保育に対する考え方、実施体制が適正か。	15
		1-1-4	保護者との連携 ・ 保護者からの育児相談への対応体制、家庭との情報交換の仕組みが確立されているか。	15
		1-1-5	地域や関係機関との連携 ・ 小学校や児童相談所との連携の方針が明確か。 ・ 地域の子育て拠点としての機能を有する計画となっているか。	15
		1-1-6	給食 ・ 給食提供に関する組織体制、食育に対する対応が適正か。	15
		1-2-1	収支計画は適切かつ実現可能であるか。（過大な収入が見込まれている、必要な経費が支出に計上されていないなど、不適切な点はないか）	20
		1-2-2	指定管理料の上限額に対する経費縮減（上限額からの減額が大きいほど高得点） 〔算式〕 配点 × (上限額 - 提案額) / (上限額 - 審査基準額) ※審査基準額は、公募の状況（新規、更新）によって設定する。 ※上限額、応募団体の提案額は、指定期間の平均額とする。 ※点数の算出に伴う小数点以下は切り捨てる。	5
		1-2-3	業務委託を予定している場合、その委託の範囲は適切か。	5
2	施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関すること	2-1	安定した運営ができる財務状況であるか。	10
		2-2-1	運営体制・所長をはじめとした職員体制 ・ 保育所運営の豊富な実績があるか。・ 所長は十分な経験と知識を有しているか。 ・ 職員配置は適正な計画となっているか。	15
		2-2-2	職員の育成・研修計画、職員の福利厚生 ・ 職員の育成及び福利厚生・処遇に関して適正な方針となっているか。 ・ 個人情報の保護について研修等が十分に確保されているか。	10
		2-3-1	安全・危機管理に対する考え方 ・ 事故、災害、犯罪等に対するハード面及びソフト面における体制は十分か。	10
		2-3-2	健康・衛生管理 ・ 衛生管理体制、児童及び職員の健康管理の体制は十分か。	10
		2-4	利用者等のニーズの把握や自らの管理運営状況をチェックするモニタリング体制が優れているか。利用者からの苦情・要望への対応策は適切か。	15
		2-5	アウトプット指標、アウトカム指標について、適切な数値目標が設定されているか	10
2-6	保育所運営に関して特筆すべき取り組みなどが認められるか。 ・ 処遇改善に対する考え方、第三者評価の導入など	10		
3	その他	3-1	関係法令、条例を遵守するための責任体制が整えられているか。	10
		3-2	現在、在職している保育士の雇用の計画はあるか	10
			250	